

【 第2号 会計年度任用職員等につき宣誓の例外を認める条例改正 】

問 地方公務員法の規定によれば条例事項だが、決裁による例外を設けてよいのか。

答 宣誓を行わない例外を設けるわけではなく、宣誓のやり方の例外を定めるに過ぎないので、許される。